

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び白岡市職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第14条第2項第18号に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含み、第4項及び第14条第2項第18号を除く。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）	第1条 白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第14条第2項第18号に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含み、第4項及び第14条第2項第18号を除く。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）

において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条第2項第18号に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(16) 略

(17) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が認める事由に伴うその者の世話を行うことをいう。）を行う場合

イ～オ 略

において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条第2項第18号に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(16) 略

(17) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うことをいう。）を行う場合

イ～オ 略

(18) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号、次条及び第15条の2において「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(19)～(23) 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(18) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号、次条及び第15条の2において「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(19)～(23) 略

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第21条 略

第2条 白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(給与の種類)

第20条 略

2 略

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第19条 略

第2条 白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(部分休業の承認)

第20条 略

2 略

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。